

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年11月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：32件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	計装用空気系空気圧縮機（A）アフタークーラー出口逆止弁において、動作不良（スティックぎみ）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	停止中の原子炉停止時冷却ポンプ（B）振動記録計において、「サーボユニット異常」警報の発生が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
3	2号機	気体廃棄物処理系湿分分離器出口配管ドレントラップ出口弁の点検時、ヨークスリーブに割れが認められたため、当該弁を修理	D	
4	2号機	炉心スプレイ系（A）空気作動弁点検時、原子炉格納容器内側隔離弁のリミットスイッチ用フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管を交換	D	
5	2号機	所内蒸気戻り系復水回収ポンプ（B）の点検時、シールブッシュとシャフトの間隙値に許容値超えが認められたため、シールブッシュを交換	D	
6	2号機	復水器（2B）ゴム製伸縮継手シール水水張り手動弁の点検時、弁座シート面に浸食が認められたため、当該弁を交換	D	
7	2号機	給水加熱器（1B・1C）ドレン水位調整弁（2台）の点検時、弁体シート面に浸食が認められたため、当該弁体を交換	D	
8	2号機	残留熱除去海水系淡水希釈ブロー弁の点検時、ボディ・ガスケット着座面に腐食が認められたため、当該弁を修理	D	
9	2号機	非常用ガス処理系機能検査における検査前準備中、検査要領書に脱字が認められたため、所定の手続きにより追記を行い、検査を継続	D	
10	2号機	残留熱除去海水系（A系）出口ストレーナ（A）ドレン弁の点検時、ハンドル押さえナットに固着が認められたため、当該ナットを交換	D	
11	2号機	残留熱除去海水ポンプ（A）出口逆止弁の点検時、ボンネット・ボディガスケット着座面に腐食が認められたため、当該弁を修理	D	
12	2号機	タービン建屋地階トレンチ内において、配管貫通部（竹の廊下下部西壁）より湧水が認められたため、対応検討	D	
13	2号機	タービン建屋地階トレンチ内において、高圧注水系、原子炉隔離時冷却系ドレン配管貫通部（竹の廊下下部西壁）より湧水が認められたため、対応検討	D	
14	2号機	バンク過負荷検出継電器盤一般点検の作業票において、作業期間の変更手続きがされていたにもかかわらず、再変更手続きをせずに、変更前の日付で作業許可を得て、変更前作業期間で作業を実施したため、対応検討	C	
15	2号機	残留熱除去海水系ポンプ（A・C）の点検時、インペラ部に打痕等が認められたため、当該部を補修	D	
16	3号機	原子炉再循環系MGセット潤滑油ポンプ（A3）において、振動値に許容値超えが認められたため、対応検討	C	
17	3号機	主復水器細管洗浄装置回収器回収弁（6台）において、手動操作ハンドル等に腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
18	3号機	気体廃棄物処理系排ガス乾燥器（B）入口空気作動弁において、全開時に電磁弁に異音（うなり音）が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
19	3号機	燃料プール冷却材浄化系のプールライナドレン量に増加傾向が認められたため、対応検討	C	
20	3号機	A L A P 排風機建屋雑用水サンプタンク内昇降設備において、梯子取付箇所の溶接線に亀裂が認められたため、当該部を補修	D	
21	3号機	放射性廃棄物処理系廃液ろ過器逆洗水圧力調整弁上流側圧力計の取出し配管に変形が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
22	4号機	非常用ディーゼル発電機補機冷却海水系配管の点検時、サポート部品の一部に腐食等が認められたため、当該サポート部品を交換	C	
23	4号機	原子炉冷却材浄化系計装ラック内の計装配管ユニオン部（1箇所）に水のリーク（1滴／5秒）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
24	4号機	主復水器細管洗浄装置回収器回収弁（6台）において、手動操作ハンドル等に腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
25	4号機	主変圧器において、吸湿呼吸器の除湿剤（シリカゲル）に劣化（約2／3程度）が認められたため、当該除湿剤を交換	対象外	
26	5号機	プラント起動操作に伴う主蒸気管圧力の確認時、一次元弁がタグ札なしで全閉になっていることが認められたため、対応検討	C	
27	5号機	計器設定に関する確認において、原子炉隔離時冷却ポンプ吸込圧カスウィッチの計器仕様表の圧力変換電圧値（単位換算後）に誤記が認められたため、対応検討	C	
28	5号機	廃棄物地下貯蔵設備における廃液移送容器と計装ラックの接続ケーブルに断線が認められたため、当該ケーブルを点検・修理	D	
29	6号機	5・6号機用水素・酸素供給設備において、遮断弁用減圧弁の1次・2次圧力計に指示不良（指針固着）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
30	6号機	計算機室6号システム入力装置コンソール用キーボードにおいて、文字入力の不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
31	6号機	自動減圧系（A系）窒素供給ライン圧力調整弁一次弁の計装配管付け根部に窒素リーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
32	集中環境施設	廃液乾燥固化系パーツフィーダ（B）において、搬送量の低下傾向が認められたため、当該パーツフィーダを点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで